

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会事前ヒアリング
Cグループ（公財）さいたま緑のトラスト協会 議事概要

1 開催日時 令和6年10月2日（水）13時39分～14時08分

2 開催方法 オンライン会議

3 出席者

（1）委員 宍戸委員、中澤委員、松川委員

（2）県 ・事務局 行政・デジタル改革課 秋穂主幹、新井主査
・法人所管課 みどり自然課 江原副課長、飯田主幹、竹井主任

（3）法人（公財）さいたま緑のトラスト協会 梶間常務理事、原口事務局長

4 ヒアリング内容

（委員）

協会の基本財産について、県以外の出資先とその金額を教えてください。

ボランティアスタッフの延べ人数がほぼ毎年変わらないが、これは同じ顔ぶれが続いているのか、それとも人の入れ替わりがあるのか。

トラスト運動の発端は、イギリスのビアトリクス・ポターによるイギリス湖水地方の保全から始まった民間主導の運動と記憶しているが、県と財団の役割分担はどのようになっているのか。本来民間が行うべきことに県の出資法人が関わることについてどのように考えているか。

トラスト基金への寄付が毎年ほぼ同額で増減がないことについて、毎年同じような人たちが寄付をしており、同じような人に広報しているのではないかと思うがどうか。

協会の事務局員の数が少ないため、県みどり自然課に手伝ってもらっている部分があるのではないかと思うが、その点について教えてください。

トラスト保全地の管理に関して、民間企業や地元企業に働きかけを行い、ネーミングライツなどの導入について、もっと深く研究するべきではと思うがどうか。

（法人）

協会の基本財産は総額1,300万円であり、内訳は、県が500万円、埼玉りそな銀行が200万円、埼玉県公園緑地協会が300万円、埼玉県造園業協会が100万円、武蔵野銀行が100万円、埼玉縣信用金庫が100万円となっている。

ボランティアスタッフの入れ替えについて、近年、ボランティアスタッフの高齢化が課題となっており、体力的な理由で辞退する方がいる。一方で、緑のボランティアセミナーなどで新たなボランティアを募集しており、緩やかではあるが入れ替えがある状況である。

協会の職員が少ない中で県の支援については、実際に自然に親しむ会などのイベントを年13回程程度開催しているが、全て協会の職員が対応している。ボランティアスタッフの支援はあるが、県からの直接的な支援はない。

（法人所管課）

ネーミングライツなどの導入について、今年度に県みどり自然課が事務局となり設置したトラスト運動・基金のあり方検討委員会において、ネーミングライツを含めた収入の確保や保全の担い手の確保の検討を行っている。現在も保全活動などには現在も毎年度、様々な民間企業に加わってもらっており、そういったところを巻き込みつつ、収入や担い手の確保につなげていきたいと考えている。また、例えば寄付の返礼品として、トラスト保全地からとれる竹や薪が活用できるのではといった意見もいただいているところである。検討委員会は今年度末までに一定の結論を出す方向で進めており、引き続き民間の活用についても検討していきたいと考えている。

民間主導で行うべきではないかという指摘について、もちろん県内にもトトロ財団のように民間主導で行っているトラスト運動はあるが、それらの団体の取組は一部地域に限られたものとなってい

る。協会によるトラスト運動は、県内全域の優れた自然を残すという立場から、県内 14 か所に渡り取組を行っている。県が寄付を集め、それをもとに推進団体である協会と一緒にボランティアの力も借りながら行っているという特色がある。また、協会のような組織は埼玉県だけではなく他府県にもある。

(委員)

トラスト運動・基金のあり方検討委員会を設置する契機となった問題意識は何か。
新たなトラスト保全地の指定を行う際、協会はどのような役割を果たしているのか。

(法人所管課)

現在、トラスト基金の残高は約 5 億円となっているが、以前に比べると減少傾向にある。また、毎年度の寄付金額が約 3,000 万円となっており、この 3,000 万円は基本的にトラスト保全地の維持管理に使用している。加えて木のナラ枯れ被害や施設の老朽化、ボランティアスタッフの人材不足といった新たな課題があることから、トラスト運動・基金のあり方検討委員会を設置したものである。

(法人)

新たなトラスト保全地の指定に関する協会の関与については、県からトラスト候補地としてふさわしいかの諮問があり、それに対して協会が調査を実施してお答えをしている。

(委員)

緑のトラスト保全地保全管理・運営事業について、新たなトラスト保全地の指定に関して県からの諮問に対して答申するとのことだが、今後もトラスト保全地を取得し続ける予定はあるのか。

(法人所管課)

新たなトラスト保全地の取得は、トラスト運動の大きな柱の一つと理解している。ただ、14 あるトラスト保全地をしっかりと維持管理していくことも重要であり、現在は維持管理に特化した状況ではあるが、保全地を購入しないことを決めたわけではない。

(委員)

最後にトラスト保全地を取得したのはいつか。

(法人所管課)

平成 28 年度に 14 号地を取得している。

(委員)

老朽化した施設の更新などが今後の課題と思われるが、これらの費用もトラスト基金から支出するのか。それとも別途、県の負担が生じるのか。

(法人所管課)

トラスト基金からの支出となる。

(委員)

さいたま緑のトラスト基金募金・広報活動事業について、県が基金の設置管理を行っているためトラスト基金の窓口は県と協会の連名になっているとのことである。他方で県職員 1 名を協会に派遣しており、連名で窓口となる必要性について教えてほしい。

(法人所管課)

トラスト運動は県と協会の両輪で行っているが、特にトラスト基金の設置管理は県が行っているというところがある。トラスト基金の運営主体について不明瞭な部分があるため、設置の責任を持つのは県ということで連名としている。

(委員)

逆にさいたま緑のトラスト基金募金・広報活動事業を協会に委託する理由は何か。

(法人所管課)

実際に広報運営の実務を行っているのは協会となる。質問などの受付窓口として県の記載をしているが、協会も一緒になり対応を行っている。

(委員)

県が質問などを受け付け、実際の業務は協会に依頼するといった役割分担か。

(法人所管課)

県民などからの質問は県と協会の双方で受けるが、基本的には県から協会に委託しているため、協会が受けている。ただ、県が設置管理をしているため、全て協会に丸投げという立場ではないというところである。

(委員)

県が受けた質問を協会が答えるという形になるのか。それとも県が受けた質問は県が答えるのか。

(法人所管課)

県が質問を受けた場合、それを協会だからとすることはおかしいため、県が対応する。ケースバイケースの対応としており、基本的には、窓口に来たお客様に対してそれぞれが対応する形をとっている。

(委員)

埼玉県緑化推進委員会が行う緑の募金のように、緑や自然を守るための募金というものは複数あると思われる。様々な組織との棲み分け、トラスト基金の周知徹底を図る取組について教えてほしい。

(法人所管課)

トラスト運動はもともとイギリス発祥で、市民の手で自然を守っていくことから始まった制度である。県内には14か所のトラスト保全地があり、協会のボランティアスタッフと共に随時イベントを実施し、その素晴らしさを県民に伝えている。さらに、県内の小中学校に対して直接募金の依頼を行うほか、トラスト写真コンクールなども実施し、子供たちからの展開を加えるとともに県内企業への周知依頼も行っている。

緑の募金は森林保全や水源涵養などを目的としており、一概に同じ緑とはいっても、トラスト基金とは異なる部分がある。我々は身近な緑や里山、平地林を中心に、例えば浮野の里など、特にネイチャーポジティブに資する活動を行っている。

(委員)

協会と同じような事業を行う民間企業があるとのことだが、県内14か所のトラスト保全地の近隣で、同じ事業を行っている民間企業はあるか。

(法人所管課)

トラスト保全地の近隣で民間企業が同様の事業を行っている事例は、すぐには思い浮かばない。例えば13号地はもともとKDDIが持っていた場所であり、今でもKDDIと一緒に保全活動を実施しているという例はある。

(委員)

ボランティアの高齢化問題から、今後ボランティアを増やしていくことは非常に難しい問題だと考える。そのため、トラスト保全地を増やすというよりは、逆に民間企業への委託を検討したほうがいいのではと思うがいかがか。

(法人所管課)

県として、単純に民間企業に委託するという立場には立っていない。協会を中心としつつ、トラスト運動という旗に賛同する企業を募りながら、一緒になって守っていく。ネイチャーポジティブへの取組は企業にとってもプラスになり、県としてそういったところの旗立てになりたいと考えている。

(委員)

先の話にあったとおり、トラスト運動という言葉はイギリスにおける民間主導の運動を発端としており、みんなの手で自然や歴史的遺産を守ろうということであったと思う。先の説明には歴史的遺産の観点からの話がなかったが、歴史や文化を守るという運動も含まれるという理解でよいか。

トラストという言葉は旗としてどの程度の重みがあるのか。別にトラストという言葉が無くても、自然保護協会のような団体でもいいのではと言われたとき、どのように答えるか。

(法人所管課)

トラストという言葉について、トラストの理想は、優れた自然と歴史的景観を守ることである。これは協会の定款にも記載されており、県もこの運動を続けている。トラストの旗を決して下ろしたわけではない。

トラストというやり方でなくてもいいのではないかということについて、最近は逆に、トラストでないとならないと特に感じている。生物多様性の損失を止め、回復していくというネイチャーポジティブを、行政や1民間企業だけでなく行政が民間企業を巻き込んで展開していく、その考え方こそトラストの思想そのものと思っている。時代が追いついてきたぐらいの気持ちを持っており、今後もこのトラストという手法をもって展開していくことがいいと考えている。

(法人)

緑などの自然だけではなく、14号地では三芳町の平地林と畑、またそれを利用した農工の形といった歴史や文化も残している。また、見沼田んぼ周辺の水路を守ることで江戸時代からの景観を維持していくといったことも行っている。決して歴史や文化を守るという観点がないということではない。

(委員)

トラストは非常にいい運動であり、今後も続けていくべきだと思う。ただ、自然の景観や生態系の保護など様々な仕事を行う中で、トラストという言葉を使わなければいけないのか、また協会がなければならないのかというところを教えてほしい。

(法人)

埼玉県における緑のトラスト運動は、県民が主体となり県内の優れた自然あるいは歴史的環境を守ることとなっている。我々に所属しているボランティアスタッフの保全活動が、まさにこの県民が主体となっていくところに繋がっていると考え。トラスト運動を進めるためには協会の存在とボランティアスタッフの保全活動、これが最も適切と考えている。